

○厚生労働省告示第四百五十三号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第二十二條の三第二項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二條の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者能力開発助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百四十三号）の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から適用する。

平成十七年 九月 三十日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

第一条第三号イ中「（雇入れに係る施行規則第二十二條第一項第一号イに規定する重度障害者等（以下単に「重度障害者等」という。）のうち社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二條に規定する社会福祉法人の運営する施設（主として重度障害者等を対象とする施設として機構が別に定めるものに限る。）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十條の二第一項第二号の精神障害者授産施設に入所している障害者並びに職業生活を営むことが特に困難である重度障害者等として機構が別に定めるもの（以下「特別重度障害者等」という。）を除く。以下同じ。）」を削り、「一人当たりの運営費用額」を「一人当たり運営費用額」に改め、「に当該障害者能力開発訓練を受講する障害者」の下に「（雇入れに係る施行規則第二十二條第一項第一号イに規定する重度障害者等（以下単に「重度障害者等」という。）のうち社会福祉法（昭和

二十六年法律第四十五号) 第二十二条に規定する社会福祉法人の運営する施設 (主として重度障害者等を対象とする施設として機構が別に定めるものに限る。) 及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和二十五年法律第二百二十三号) 第五十条の二第一項第二号の精神障害者授産施設に入所している障害者並びに職業生活を営むことが特に困難である重度障害者等として機構が別に定めるもの (以下「特別重度障害者等」という。) を除く。) を加える。